

古河市文化芸術振興基本計画

こころゆたかな
日々がある

こがで
くらすと
KOGA KURASU

令和6年3月

古河市教育委員会

目次

1 はじめに	1
2 計画の概要.....	2
(1)計画の位置づけ	2
(2)計画の範囲.....	3
(3)計画の期間.....	3
3 計画の趣旨と背景.....	4
(1)策定の趣旨	4
(2)計画の背景.....	4
4 現状と課題.....	5
(1)市内の現状	5
①古河市の文化芸術	5
1)歴史 -古河市の沿革-	5
2)文化財と郷土芸能	8
3)催事.....	11
4)市民等の文化芸術活動.....	12
②市内の文化施設	15
1)文化施設の設置状況	15
2)各文化施設の事業実施状況.....	16
3)専門職員の配置.....	17
③アンケートから見る文化環境	18
1)市民アンケートから見る市民の文化芸術環境への満足度.....	18
2)市民文化団体アンケートから見る活動状況.....	19
④文化財の指定状況	20

(2) 今後の課題と解決への取り組み	21
① 文化芸術環境の改善・充実と文化芸術に触れる機会の拡大	21
1) 文化事業の充実、多様な文化芸術、良質な芸術に触れる機会づくり	21
2) 施設間連携による交流機会の提供と文化芸術に関する情報の集約・発信	22
② 文化芸術の担い手の育成	23
1) 市民文化活動、民俗芸能等、市民が主体の活動における文化芸術の担い手	23
2) 文化施設運営等、行政が主体の活動における文化芸術の担い手	23
3) 民間主体の活動における文化芸術の担い手	23
4) 地域社会と文化芸術をつなぐ人材の育成	23
5 基本方針	24
(1) 計画の目標像	24
(2) 基本的な方向性	24
(3) 基本施策と取り組み	26
・古河で文化芸術を楽しむ	26
・古河で文化芸術から学ぶ	28
・古河から文化芸術でつながる	30
・古河の文化芸術を ^{いつく} 慈しむ	32
6 文化芸術振興基本計画の推進	34
(1) 推進に向けた取り組み方針	34
(2) 各推進主体の役割	34
巻末資料	35
市民アンケートに関するまとめ	35
市民文化団体アンケートに関するまとめ	39
古河市における指定文化財一覧	42
古河市における国登録文化財一覧	45
古河市の文化に影響を与えた主な人々	46
古河市文化芸術振興基本計画策定庁内ワーキングチーム設置要綱	48

1 はじめに

関東平野のほぼ中央に位置する古河市は、古くから利根川水系の水運の要衝として多くのヒトやモノが交流し、豊かな文化を育んできました。

その歴史は古く、日本最古の歌集である『万葉集』にも「許我」の地名がうたわれています。以来、多くの文化人が訪れ、文学作品の舞台として描かれただけでなく、数多くの文学者や芸術家、文化人を輩出してきました。また、市内には古河城出城跡にある「古河歴史博物館」や「古河文学館」をはじめとする各種の文化関連施設や、多様な背景を持つ文化芸術資源が豊富に存在しております。

現在、人口減少や少子高齢化の進行、個人のライフスタイルの多様化など、文化芸術を取り巻く環境は急激に変化しています。こうした中で、貴重な文化資源を生かしながら、先人たちが築き上げてきた文化を次世代へ継承していくことが重要です。

この度、本市では、市民一人一人が、自分自身の個性を生かした文化芸術を「楽しみ」「学び」「慈しみ」、さらに、地域の人たちと「つながる」ことにより心豊かな日々が送れるよう、文化芸術活動の新たな基盤づくりの方針となる「古河市文化芸術振興基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様や関係団体の皆様と連携を図り、文化芸術の振興をより一層推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

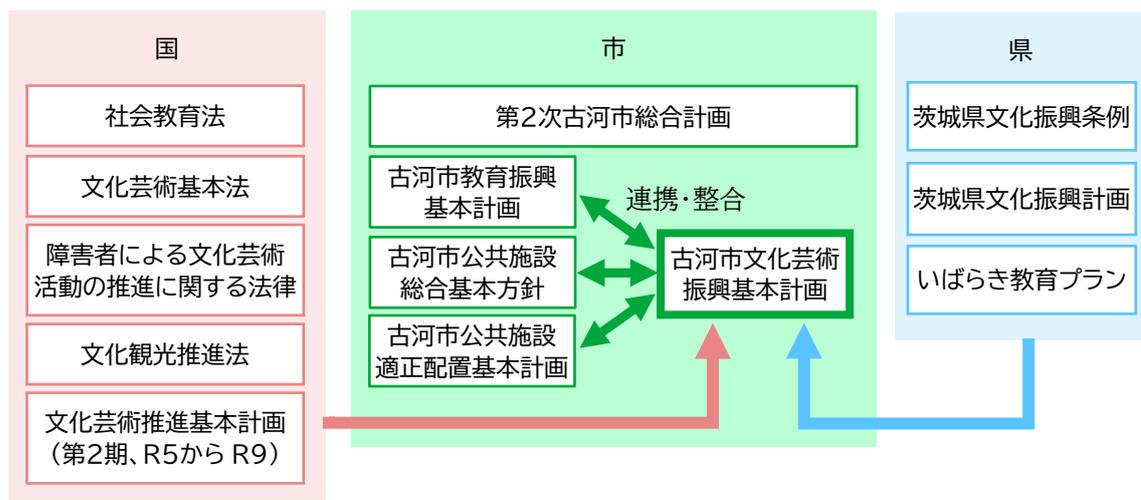
令和6年3月

古河市教育委員会

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法に基づき、同法第7条の2第1項の地方文化芸術推進基本計画として策定するものであり、その他の国や県の施策を踏まえ、また、「第2次古河市総合計画」や「古河市教育振興基本計画」等との連携・整合を図りながら、古河市の文化芸術振興を推進する指針として位置づけます。



また、古河市では令和2年(2020年)9月18日に「古河市SDGs推進宣言」を行いました。

このことにより、本計画でも、SDGs※(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称)を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための地域づくりを進めていきます。SDGsには17のゴールがあり、本計画で取り組むゴールは次のとおりとなります。



※SDGsとは、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

(2) 計画の範囲

文化芸術基本法をふまえ、本計画の対象としての文化芸術の範囲は以下の通りとします。

対象分野	
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、マンガ、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽・出版物およびレコード等	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう)・国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう)ならびに出版物およびレコード等
文化財	有形および無形の文化財ならびにその保存技術
地域文化	各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能および民俗芸能

(3) 計画の期間

本計画の期間は令和6年(2024年)度から令和10年(2028年)度までの5か年とします。ただし、他の施策等の策定状況等、必要に応じて見直しを図ることとします。

3 計画の趣旨と背景

(1) 策定の趣旨

本市は関東地方のほぼ中央、茨城県西端に位置する県西地域最大の都市です。

水運の要衝であった古河は、古くから文化の交流が促され、多くの文化人を輩出してきた歴史と風土をもっている土地であり、また、5代130年続いた古河公方足利氏の縁等により、複数の自治体と姉妹都市等交流を結んでいます。

この本市が育んだ文化の土壌と多くの文化人達の功績を保存し、後世へ継承しつつ、新たな文化芸術分野の発展を推進するために、改めて本市の文化芸術環境の全体像を見据え、その取り組みと基盤構築の方針を示すことが必要とされています。

この古河市文化芸術振興基本計画の策定を契機に、文化芸術振興に向けた機運を高め、文化芸術の面から、より一層の地域社会の活性化と市民の郷土愛の醸成等を目指します。

(2) 策定の背景

近年、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行など様々な要因により、個人の価値観やライフスタイルの更なる多様化が進み、地域社会のあり方にも変化が生まれています。

希薄になりつつある人々の心のつながりや、人と地域とのつながりを見つめ直すきっかけとして、文化芸術が大きな役割を果たすことが望まれます。

国の施策では、平成13年(2001年)「文化芸術振興基本法」の制定により、心豊かな国民生活および活力ある社会の実現に寄与するための「基本理念」「国及び地方公共団体の責務」「文化芸術施策の基本施策」が定められ、平成29年(2017年)には一部を改正した「文化芸術基本法」の施行により、文化振興と観光や街づくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携や、文化芸術の継承、発展及び創造が謳われました。

平成24年(2012年)には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)により、施設の運営にかかる人的体制の整備、公演の企画・実施のほか、普及啓発、国際交流等、共生社会の実現が謳われ、平成30年(2018年)には、文化芸術が、障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることから、障がいのある人の社会参加促進と能力発揮を目的として「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術活動推進法)」が制定されました。

令和2年(2020年)には、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)」が制定され、文化振興を観光振興と地域の活性化につなげることで生まれる経済効果等、文化芸術が観光等産業に及ぼす効果を期待されています。

このように、文化芸術の振興を図ると同時にその基盤となる文化施設を活性化し、更には文化芸術が持つ様々な分野とつながる力を社会に還元することが望まれています。

4 現状と課題

(1) 市内の現状

①古河市の文化芸術

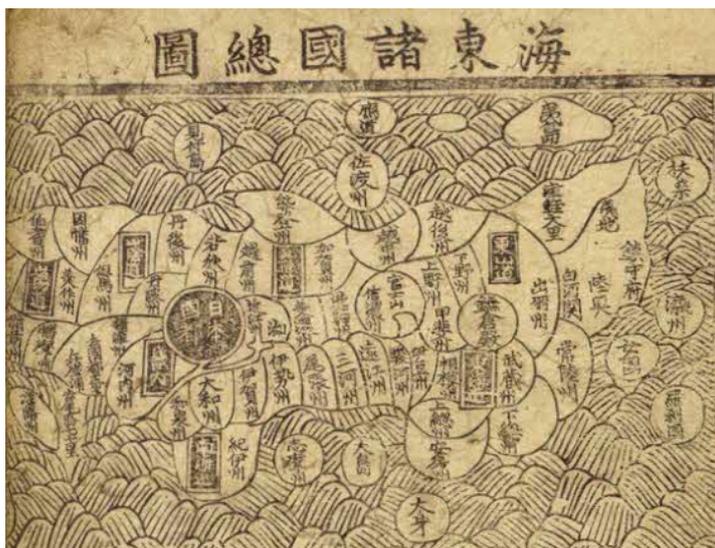
1)歴史 -古河市の沿革-

縄文時代の古河は、貝塚の存在からわかるとおり東京湾の海浜に位置し、多くの人々の営みを支える場所でした。その後、海岸線が後退するとともに利根川、渡良瀬川などの河畔で農耕が営まれるようになったとされています。

古代から中世の古河は、万葉集に「許我」、吾妻鏡で「古我」という地名で歴史の舞台に登場します。12世紀末頃になると、源頼朝配下の下河辺氏(※1)とその一族の幸嶋氏らが広大な土地を開発をはじめ、その結果誕生した荘園(下河辺荘)の中心地として繁栄しました。

15世紀中頃になると、北関東の豪族たちの支援を受けた関東公方(※2)の足利成氏は、室町幕府に対抗して関東管領(※3)を倒し、その拠点を鎌倉から古河に移します(享徳の乱(※4))。この享徳の乱は、今日の日本史における戦国時代のはじまりとされています。

その後、足利成氏は、5代130年続く「古河公方」の基を築きました。その間の古河は、東日本における政治・文化の中心地として影響力を持ち続けています。15世紀における李氏朝鮮で発行された日本・琉球の地誌『海東諸国紀』は、「国都」としての西の京都に対して、古河を「東都」と表現しています。古河が東日本における政治の中心地であったことが他国にも認識されていた一例といえるでしょう。



海東諸国紀(国立公文書館所蔵)

※地図上で「鎌倉殿」と記されている場所が現在の古河市です



足利成氏軍旗(復元制作)

- ※1 下河辺氏 鎌倉幕府の有力御家人
- ※2 関東公方 東日本を治める関東府の長官
- ※3 関東管領 関東府副官
- ※4 享徳の乱 足利成氏が室町将軍家に対して起こした反乱

また、鎌倉幕府の有力御家人であった山川氏(※5)は、本家である結城氏から、現在の結城市南部から古河市東部地域を分け与えられて独立し、以降中世を通じて、本家とともにこの地域を代表する豪族として活躍します。

江戸時代になると、徳川の譜代大名が古河城に配置され、11家の大名が古河に居城します。古河は、8万石(土井利勝所領の時には16万石)の城下町として、また奥州街道や日光街道の宿駅、下野や江戸方面への舟運の起点としても整備されました。

古河城主は、幕府の大老、老中といった中心ポストに就任して江戸を拠点に活動する、あるいは京都所司代、大坂城代など幕府要職に就任する藩主を多く輩出しているため、洗練された三都の文化に接触することで、熟成された独特の古河文化を育むこととなりました。

土井家によって設立された藩校「盈科堂」は、家中における学問の普及を助長し、また他方では、江戸時代後期に発展した蘭学を受容した逸材があらわれて医学や自然科学の世界に成果を残しました。



古河藩盈科堂及び教武所(千賀覚次(※6)筆)

頭部を含む日本最初の解剖書である『解屍編』(1772年)を世に出した御側医の河口信任をはじめ、日本最初の雪の結晶観察図鑑(『雪華図説』正1832年、続1840年)を著した古河城主土井利位、日本最初の西欧一国図(『新訳和蘭国全図』1850年)を刊行し、主君の土井利位に参謀として活躍した家老の鷹見泉石、そのほか、儒者の熊沢蕃山(※7)も江戸時代中期に古河で晩年を過ごしています。



雪華図説

また、柳橋愛宕社には俳諧奉納額が残され、そこには29句が掲出されており、地元の柳橋・葛生・仁連をはじめ、現在の茨城県から栃木県にかけての広範囲に及ぶ地名・俳人が確認できます。

- ※5 山川氏 鎌倉幕府の有力御家人
- ※6 千賀覚次 郷土史の普及に尽力。古河市名誉市民第1号
- ※7 熊沢蕃山 陽明学者。古河藩領村の治水を指導したと言われている。

明治時代、政府の廃藩置県により古河藩は、古河県となり、さらに本地域は、印旛^{いんぼけん}県、千葉県を経て、明治8年(1875年)、茨城県に編入されました。同18年(1885年)には、日本鉄道株式会社により大宮と宇都宮間の鉄道が開通し、茨城県内初の停車場(駅)が置かれました。また、明治初期に興^{おこ}った製糸業は、器械製糸へと発達し、猿島^{さししま}茶とともに近代古河の産業を支えました。

そして現代。

昭和41年(1966年)に茨城県内初の郷土資料館が古河に誕生し、その後、古河市史^{へんざん} 編纂のために収集した品々や同郷土資料館所蔵資料並びに、鷹見家伝来資料等をはじめとする文化圏としての古河に伝わる貴重な文化的遺産を保存・展示するために、平成2年(1990年)に古河歴史博物館が建設されました。

翌3年には日本で唯一の篆刻^{てんこく} 専門の美術館として篆刻美術館が開館しています。

その後、同7年(1995年)に古河街角美術館、同10年(1998年)に古河文学館が相次いで開館し、濃密な歴史・文化の空間としての基礎が築かれました。

また、同3年(1991年)にはユースセンター総和、同8年(1996年)には生涯学習センター総和と「とねミドリ館」が開館し、幅広い社会教育、古河の文化力を底上げすることに寄与しています。

同12年(2000年)には三和図書館・資料館「燦^{きら} SUN 館」が開館するなど、ますます文化交流の施設の充実が図られていく中で、同17年(2005年)9月12日、古河市、総和町、三和町は、合併し、人口14万6千人を擁する新たな「古河市」が誕生します。

こうして、同じ志の下、それぞれの地域の文化を大切に守り、伝えながら、新たな「古河市」としての文化を育んでいくことになりました。

2)文化財と郷土芸能

地下の文化財である埋蔵文化財の包蔵地は、400ヵ所確認されており、市域の遺跡は旧石器時代から近世の古河城までを網羅しています。古河公方公園の西側に位置する川戸台遺跡(史跡)は、発掘当時、東日本最大規模の製鉄・鑄造遺跡として、平安時代の製鉄技術や時代背景を知るうえで大きく注目されました。

また、東山田地区の五十塚古墳群は、円墳3基と前方後円墳1基が所在しており、その中の円墳1号墳は市内最大規模の古墳であり、この地域の盟主的存在だった豪族の墓と考えられており、恩名新三郎遺跡では、縄文時代で最も古い時期(約1万年前ごろ)の土器と共に、屋内炉を持つ竪穴建物跡が複数確認されていますが、この時期に屋内炉を持つ建物跡が確認されたことは、茨城県域では希少な例となっています。

地上における文化財も豊富に保存・継承されており、中世に鎌倉公方足利氏の古河移座、すなわち古河公方の成立によって、古河には多くの鎌倉文化が花開きました。古河公方足利氏は、古河に御座所を開きながらも、鎌倉との関係性を保ち続け、聖都鎌倉に準ずるものとして、古河を位置づけたことから、寺院や神社のなかには鎌倉に由来するものもあり、その時代を象徴する文化財が数多く保存されています。こうした古河公方の史跡や文化財を生かしながら、歴史の継承や環境保全、市民協働を柱とした公園「古河公方公園(古河総合公園)」は、古河公方の御所跡「古河公方足利成氏館跡・古河公方足利義氏墓所」(史跡)や、かつてそこに存在していた御所沼の復元を通じ、その文化的景観の保護と管理を評価され、ユネスコとギリシャが主催するメリナ・メルクーリ国際賞(※8)を受賞しています。

また、上大野地区の本田山遺跡の発掘調査により出土したほぼ完成形の色鮮やかな金や朱が表面にある板碑には、長禄5年(1461年)8月16日の銘文が記されています。

江戸時代は譜代大名が配され、日光道中の整備にともない、城下町・宿場町として、古河は周辺の政治や経済の中心地となってゆきます。武家文化のなかでは、近隣に類を見ない資料群である鷹見泉石関係資料(歴史資料)3,151点が国指定重要文化財に指定され、近代医学のさきがけをなす河口家医学等関係資料(歴史資料)896件が県指定文化財となっています。



茨城県古河町案内(絵葉書)(昭和初期頃)

※8 メリナ・メルクーリ国際賞 世界の主要な文化景観の保護と管理を目的とした顕著な活動に対してその功績を称えることを目的とした賞。

民俗文化財では、人々の願いや祈りに応じて、さまざまな郷土芸能が発展しました。

関東地方では、一人立ちの三匹獅子舞をさきらと呼ぶところが多く、本市では、その起源を江戸時代より前、古河公方足利氏や常陸国佐竹氏に起源を求める獅子が伝承されています。



大和田磐戸神楽(県指定文化財)

古河公方足利氏に由来するところでは、悪戸新田獅子舞(市指定文化財)がこれにあたり、悪疫流行のおり、足利成氏によって始められたといえます。明治以降、しばらく休止していたこの獅子舞は、昭和2年(1927年)のコレラ流行をきっかけに再開しました。旧古河城下を巡行する獅子舞は、地域社会の安らかな暮らしの一助を、芸能が担っていたことを物語っています。

一方、諸川には佐竹氏に由来する獅子頭が伝承されてきました。現在、獅子舞としては行われていませんが、獅子頭が納められている箱書きには、慶長4年(1599年)の墨書があり、佐竹義宣から拝領した旨がしるされています。市内にはかつて獅子舞が行われていた地域が数多くあったようで、ほかにも小堤・関戸・釈迦にも獅子舞の道具が残っています。また、この地域に広く伝承している獅子舞には、平井流と呼ばれる獅子舞があり、これを今も伝承しているところがあります。平井流は江戸時代初頭、埼玉県加須市出身の平井覚亮と平井外記の兄弟が広めたもので、女沼のさきら(市指定文化財)は、兄の覚亮から伝えられたものといわれています。その力強い舞は、日光東照宮造営の地固めに招かれ、金の幣束と福草履を拝領したと伝えられています。

市内の各地域では、夏祭りの際、神輿渡御とともに屋台(山車)が繰り出され、華やかな祇園ばやしが演奏されます。集落ごとに保存会を結成しているところもあれば、その連合体としての組織もあり、保持団体の在り方はさまざまです。そのひとつ三和郷土芸能保存会が伝承している三和祇園ばやし(県指定文化財)は、永享10年(1438年)に諸川の神社に奉納されたのが始まりとされています。その後、安永年間(1772~80年)に東山田でお囃子の形態が整えられ、今に伝えられてきました。五穀豊穰・災厄防除・悪疫退散の祈願を込めて始まったものですが、従来からの各神社の祭礼のみならず、さまざまなイベントにも参加してその技術を披露しています。

なお、平成17年(2005年)の市町村合併前の総和町では、それぞれに伝わるお囃子はリズムやペースに微妙な差異があるため、町全体で演奏できるお囃子を作って、町を活性化させようという試みにより「総和ばやし」が新たに作られ、現在でも古河関東ド・マンナカ祭りでの演奏を披露しています。

また、神話を素材にした^{いずも}出雲流神楽も盛んで、大和田・中田・柳橋^{やぎはし}で伝承されています。十二座の演目で構成され、五穀豊穡、家内安全を祈願して奉納されるもので、大和田では^{ほうれき}宝暦10年(1760年)、中田では^{きょうほう}享保10年(1725年)に始まったものとされたり、柳橋も道具に^{けいおう}慶應2年(1866年)の墨書があることから、江戸時代には近在の神官が集まって奉納していたと考えられます。関東の^{だいだいかぐら}太々神楽の源流とされる埼玉県久喜市とも近く、その^{でんぱ}伝播は茨城県内でも早かったようで、中田に伝えられる^{かぐらめん}神楽面には、享保16年(1766年)の墨書があり、県内最古の神楽資料とされています。

古河地方の神楽は、神官が座を組んで行うもので、近隣の神楽指導にもあたり、茨城県西部から栃木県南部へ広く影響をもたらしたものでした。

3) 催事

■ 古河市民文化祭

古河市民文化祭は、文化団体等の活性化と市の文化の向上を図ることを目的に開催しています。市民参加のもと、すぐれた芸術文化の公演・発表を促し、芸術の創造と進展に寄与するとともに、広く市民に芸術文化を鑑賞する機会を提供しています。



古河市民文化祭

■ 古河市民芸術鑑賞の集い

古河市民芸術鑑賞の集いは、優れた芸術に触れる機会を設けることにより、市民の芸術に対する意識の向上を図り、豊かなまちづくりに寄与することを目的として毎年実施しています。



古河市民芸術鑑賞の集い

■ 古河提灯^{さお}竿もみまつり

この祭りは、江戸時代古河藩領(現・栃木県野木町)であった野木神社の神官が、ご神体の^{かみほこ}神銚を奉じて馬に乗り、「七郷^{しちごう}めぐり」を終え、12月3日未明に帰社するのを、提灯を持って出迎えた人達が、寒さをしのぐために身体を揉み合ったのが始まりです。市内各団体が、20m 近い竹竿の先につけた提灯を激しく揉み合いながら、相手の提灯の火を消し合う祭りで「関東の奇祭」と言われています。



古河提灯竿もみまつり

■ 古河関東ド・マンナカ祭り 民俗芸能のつどい

■ さんさんまつり

両方の祭り共に、毎年10月に地域産業の振興と民俗芸能の保存・継承を目的として開催している、市主催のお祭りです。

古河関東ド・マンナカ祭りでは主に総和地区の団体が、さんさんまつりでは主に三和地区の団体が^{みこし}神輿や^{だし}山車の共演等を実施し、昔ながらの地域のお祭りを感じることができます。



古河関東ド・マンナカ祭り



さんさんまつり

4)市民等の文化芸術活動

■公共施設等における市民の文化活動

現在、市民による文化芸術活動は、公民館等の公共施設で行われている活動や学校の部活動等の取り組みのほか、民間の教室等での習い事など多岐にわたります。

古河市文化協会には81団体が加盟しており、各団体の総会員数は2,136人に上ります。文化協会加盟団体以外にも、多くの団体が公民館等を拠点に活動しています。

【文化協会加盟団体】

ジャンル	器楽	コーラス	芸能	演劇	ダンス	絵画	写真 映像
団体数	14	11	9	1	5	6	3
会員数	281	162	449	56	201	165	35

ジャンル	書道	工芸	茶道 ・華道	フラワー	園芸	囲碁 将棋	文化
団体数	5	1	6	3	5	4	8
会員数	71	26	199	35	112	143	201

※ジャンル名は、文化協会部会名

(令和5年度 文化協会総会資料より)

■中学校における生徒の文化活動

中学校の授業では平成20年の中学校学習指導要領改訂に際し、音楽で邦楽が必修化され、平成24年には体育でダンスが必修化されるなど、文化芸術分野における取り組みが多様化しています。

また、部活動としては、美術系(絵画・書道等)、生活文化系(茶道等)、音楽系(吹奏楽等)、のほか演劇への取り組みが継続的に行われています。

令和4年の調査では、市内全中学校で部活動に取り組む生徒2,735人中、運動系部活には2,005人、文化芸術系部活には730人が所属しており、部活動の種類としては、運動系部活が12種類、文化芸術系部活が9種類あります。人数としては運動系部活が多数を占めるものの、個別の所属人数をみると吹奏楽は255人、美術は232人と、活動人数は多いと言えます。

吹奏楽はコンクールへの参加等の校外での活動も積極的に行われています。日常的な練習は学校で行われており、定期演奏会や地区大会に向けた練習など本格的な設備・広さを必要とするものについては、市内に適した施設が少ないため、市外を含めた公立文化施設が利用されています。

課外活動としてダンスに取り組む生徒が増加傾向にあるものの、部活動ではダンスの分野がなく、主に市内の民間の教室・スタジオ等で活動が行われています。

【市内全中学校の部活動所属人数】

部活動名	部員数	部活動名	部員数
テニス	421人	吹奏楽	255人
卓球	321人	美術	232人
バスケットボール	310人	パソコン	103人
バドミントン	200人	生活	32人
サッカー	152人	オーケストラ	32人
陸上競技	143人	情報アート	22人
バレーボール	133人	演劇	21人
野球	115人	創作活動	18人
剣道	102人	茶道	15人
柔道	77人		
ソフトボール	17人		
水泳	14人		
運動系計	2,005人	文化芸術系計	730人

(令和4年6月1日現在 市教育委員会調)

■高等学校における生徒の文化活動

令和5年度当初で、市内全高等学校で部活動(同好会含む)に取り組む生徒1,640人中、運動系部活には990人、文化芸術系部活には650人が所属しており、部活動の種類としては、運動系部活が18種類、文化芸術系部活が25種類あります。人数としては中学校と同様に運動系部活が多いものの、個別の所属人数をみると音楽(軽音楽フォーク)は129人、吹奏楽は101人と、活動人数は多いと言えます。

高校の文化芸術系部活動は、活動人数が最も多いのは軽音楽ですが、次いで吹奏楽、写真、美術が上位を占めました。各部の所属人数は少ないものの、中学校に比べると、より幅広い分野の活動が行われています。

【市内全高校の部活動・同好会所属人数】

部活動・同好会名	部員数	部活動・同好会名	部員数
サッカー	222人	音楽(軽音楽・フォーク)	129人
バドミントン	129人	吹奏楽	101人
バスケットボール	113人	写真	61人
バレーボール	93人	美術	59人
ソフトテニス	91人	科学(数理科学)	50人
陸上競技	82人	演劇	36人
硬式野球	74人	ボランティア・手話	30人
弓道	55人	コンピュータ(パソコン)	23人
卓球	36人	英語(英会話)	23人
水泳	27人	文芸・マンガ	21人
軟式野球	13人	茶道	18人
ソフトボール	13人	ボランティア	13人
空手道	13人	食物(調理・栄養)	13人
柔道	12人	文芸	10人
テニス	9人	英語ディベート	9人
剣道	5人	軽音楽【同好会】	9人
ボクシング	2人	自動車	8人
登山	1人	写真【同好会】	8人
		簿記	7人
		書道	6人
		パソコン	5人
		ディベート【同好会】	5人
		華道【同好会】	3人
		総合文化	2人
		囲碁・将棋	1人
運動系計	990人	文化芸術系計	650人

(令和5年5月1日現在 県教育委員会調)

②市内の文化施設

1)文化施設の設置状況

古河市公共施設適正配置基本計画(令和2年3月)において、教育委員会等所管の施設のうち、文化芸術に特に関連する施設や市民の文化活動の拠点となっている施設は以下の通りです。

施設分類	施設名	所管課
博物館等施設	古河歴史博物館	生涯学習課 文化教育推進室
	鷹見泉石記念館	
	奥原晴湖画室	
	古河文学館	
	篆刻美術館	
	古河街角美術館	
	永井路子旧宅	
	三和資料館(燦 SUN 館)	
公民館等施設	古河庁舎併設市民集会施設(スペースU 古河)	財産活用課 社会教育施設課
	中央公民館	
	古河東公民館	
	つつみ公民館	
	さくら公民館	
	ふれあい公民館	
	生涯学習センター総和(とねミドリ館)	
	地域交流センター(はなももプラザ)	
	駅西地域交流センター(いちようプラザ)	
	中田公民館※	
	三和地域交流センター(コスモスプラザ)※	
	ユースセンター総和※	
図書館	古河図書館	社会教育施設課
	三和図書館(燦 SUN 館)	
	公民館に併設の図書室	

表中の※ ホール機能を持ち、ステージおよび移動型観覧席を有する施設



古河街角美術館



古河文学館



三和図書館・三和資料館



古河歴史博物館



篆刻美術館(国登録有形文化財)

2)各文化施設の事業実施状況

■博物館等施設

博物館等施設では企画展・テーマ展が積極的に行われています。特に、令和4年度は企画展が好評を博し、博物館系施設の総入館者数は約7万人に達しました。

また、学校連携も積極的に行っており、令和4年度には市内小中学校33校(中等教育学校含む)中、21校(延べ33回)が各博物館を利用しています。



古河歴史博物館企画展
かえってきた堀川國廣展



古河文学館企画展
文学とアートの境界

【博物館等施設総入館者数の推移】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総入館者数	33,974人	36,524人	69,317人

【施設の企画展・テーマ展開催数】(令和4年度)

施設名	歴史博物館	篆刻美術館	街角美術館	文学館	三和資料館
回数	16回	10回	7回	12回	5回



古河文学館企画展
古河城方流蘭の決闘
-南総里見八犬伝-



三和資料館
先祖の旧地・由緒をたずねて
-ご先祖様さがし



古河歴史博物館
かえってきた堀川國廣展



篆刻美術館
河野隆 遺作展



古河街角美術館
日展作家の絵画展



古河歴史博物館
学校と博物館の連携



古河文学館
学校と博物館の連携

■ホール型施設

ホール型の施設での事業として、市民が質の高い芸術に触れる機会の創出を目的に、一流の実演家・演出家を招いた「古河市民芸術鑑賞の集い」が実施されています。



古河市民芸術鑑賞の集い

3) 専門職員の配置

既存の各文化施設には、専門職員が配置されていますが、専門職員は幅広く、深い専門知識が必要とされる様々な業務を行うと同時に、事業や企画展を計画・実施し、利用者サービスも行う必要があります。

業務手順の他に、蓄えた知識の継承やノウハウの伝達等、長期的計画に基づき、後進を育成し、配置していくことが重要です。

③アンケートから見る文化環境（※アンケート詳細は、P35～41参照）

1) 市民アンケートから見る市民の文化芸術環境への満足度

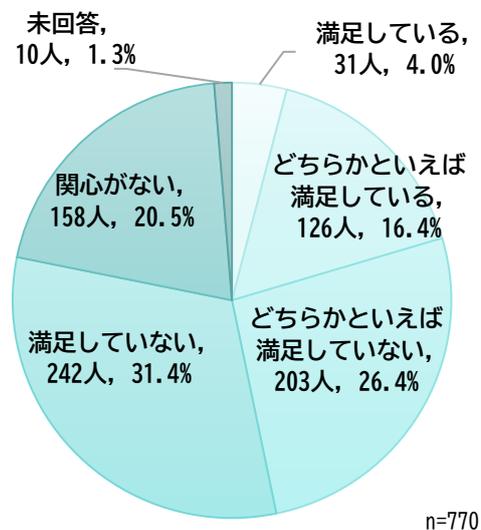
本計画の策定に際して実施した市民アンケートから、市民の地域の文化的な環境への満足度が低く、文化環境の改善が必要とされていることがわかりました。

■市民アンケート結果の概要

お住まいの地域での文化的な環境(文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会・文化財・伝統的まちなみの保存・整備など)に満足していますか？

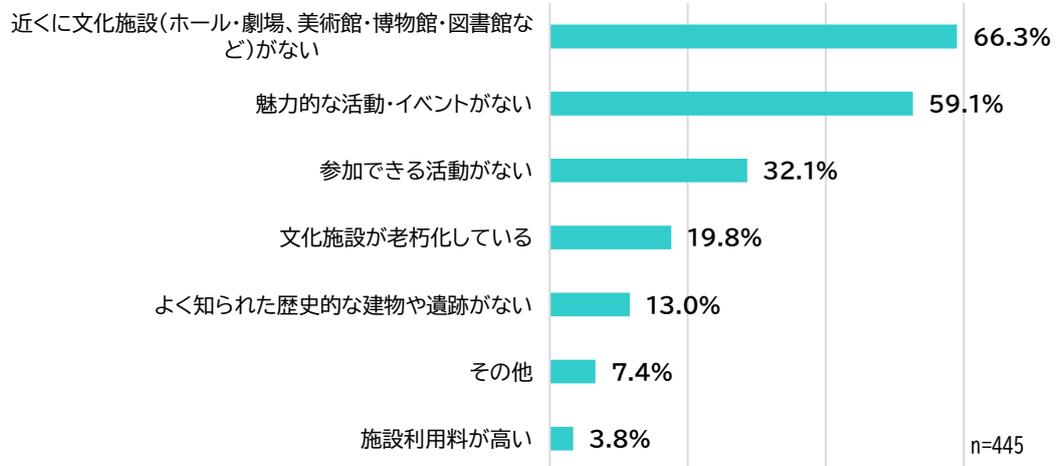
■地域の文化芸術の満足度

- ・「満足していない」「どちらかといえば満足していない」が全体の **57.8%**
- ・「関心がない」が **20.5%**



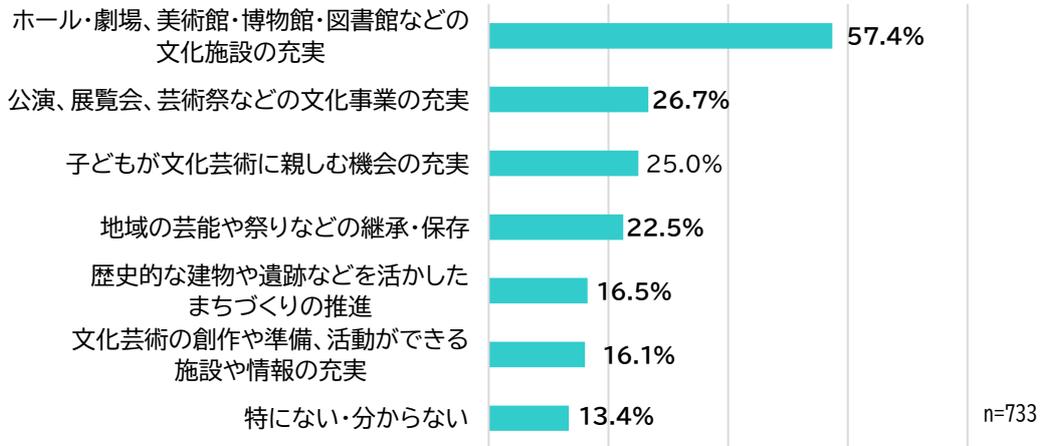
■「満足していない」「どちらかといえば満足していない」と回答した方の理由

- ・「近くに文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館・図書館など）がない」が **66.3%**
- ・「魅力的な活動・イベントがない」も次いで回答率が高く回答者の **59.1%**。



■文化環境の向上に必要なこと

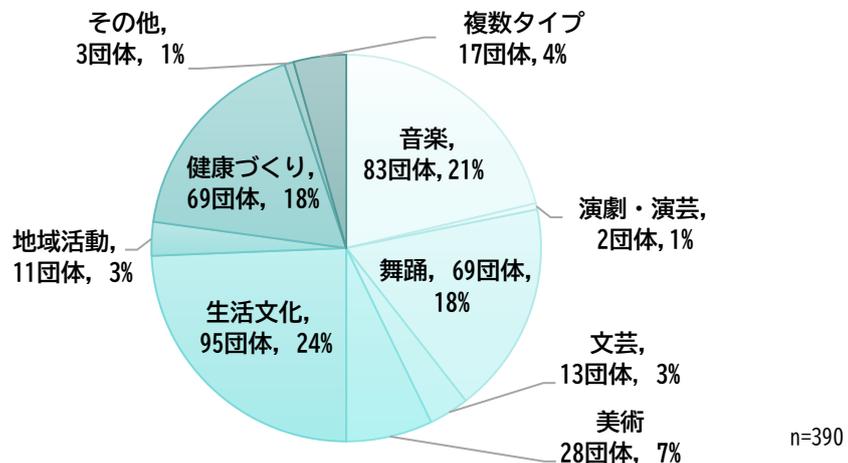
・「ホール・劇場、美術館・博物館・図書館などの文化施設の充実」が **57.4%**



2) 市民文化団体アンケートから見る活動状況

文化協会加盟団体と社会教育関係団体を対象に実施した市民文化団体アンケート(回答団体数390団体)によると、団体数は音楽、舞踊、生活文化、健康づくりが約2割ずつを占めました。文化団体の多くが10人程度の小規模な団体で、活動年数が10年を超えており、活動人口は延べ5,300人程度、その内訳として半数以上を60歳代以上の女性が占めています。男性の内訳としても60歳代以上の比率が高く、市民文化団体活動は60歳代以上の会員が中心となっていることが分かりました。長期的な活動によって市内の文化活動が維持されている一方、新規活動団体の参入や、50歳代以下の新規会員増加が期待されます。16歳以上の市民を対象に行った市民アンケートでも文化活動に対する潜在的な参加ニーズがあるものの、実際の活動率につながっていないことが示されています。文化団体への参加や、活動への興味を持つきっかけづくりを進めていくことが、今後市民の文化活動を発展させ維持していくための重要な基盤になると考えられます。

■団体の活動ジャンル



④文化財の指定状況

市内に現存する文化財の指定総数は令和6年1月1日現在で156件に上ります。市内に残る貴重な文化財の保存・活用に向けて、文化財指定に努めるとともに、市民が地域の文化財に関心を持ち、学び、理解するための機会を持てるように取り組んでいます。

■古河市における指定文化財件数(令和6年1月1日現在)(※文化財の一覧は、P42～45参照)

指 定 別		国	県	市	合計	
有形文化財	建造物	1	1	6	8	
	美術工芸品	絵画		2	11	13
		彫刻		4	13	17
		工芸品		2	5	7
		書跡			2	2
		典籍			2	2
		古文書			29	29
		考古資料			10	10
		歴史資料	1	1	14	16
無形文化財			0	0		
民俗文化財	有形民俗文化財			10	10	
	無形民俗文化財		3	3	6	
記念物	史跡		2	25	27	
	名勝			0	0	
	天然記念物		2	7	9	
合計		2	17	137	156	



旧飛田家住宅(国指定重要文化財)



旧飛田家住宅(国指定重要文化財)



鷹見泉石関係資料 鷹見泉石日記
(国指定重要文化財)



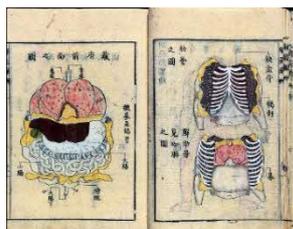
鷹見泉石関係資料 魯西亜人図
(国指定重要文化財)



鷹見泉石関係資料 世界図
(国指定重要文化財)



河川家医学等関係資料 外科要訣全書
(県指定文化財)



河川家医学等関係資料 解屍編
(県指定文化財)



河川家医学等関係資料 杉田玄白和歌
(県指定文化財)

(2) 今後の課題と解決への取り組み

①文化芸術環境の改善・充実と文化芸術に触れる機会の拡大

1)文化事業の充実、多様な文化芸術、良質な芸術に触れる機会づくり

市民アンケートにおいて、地域の文化的な環境について「満足していない」「どちらかといえど満足していない」が約6割を占め、その理由として文化施設と文化事業のソフト・ハード双方の不足が指摘されています。

実際に現在行われている市内の文化事業をみると、博物館等施設では積極的な事業が展開されており、多くの来館者が訪れています。一方、舞台芸術系に関しては、現在市内に本格的な劇場・ホール型施設や映画館がなく、市民の文化芸術に関する発表・鑑賞等の活動は主に市外で行われています。旧公会堂の廃止以降、文化活動に取り組む市民にとっての「晴れの舞台」と地元で良質な舞台芸術に親しめる本格的な劇場・ホール型施設が不足した状態が続いています。そのため、本格的な発表の場と鑑賞の場を両立できる文化施設と、良質な舞台芸術に古河に居ながらにして触れられる機会づくりが必要とされています。

また、市民アンケートや市民文化団体アンケートの結果から、生活文化の分野やメディア芸術に取り組む人も多く見られます。本計画の対象としては、文化芸術基本法に示される文化芸術の範囲をその基本としています。「生活文化・国民娯楽・出版物およびレコード等」は「生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう)ならびに出版物およびレコード等」とされ、また、「メディア芸術」については「映画、マンガ、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術」とそれぞれ定義されています。いずれも、今日の市民生活に密着したものであり、文化芸術の範囲として捉え、本計画の中に位置づけられるものとし、その振興についても同様に検討することが望まれます。特に、メディア芸術(映画、マンガ、アニメーション)の分野で活躍する古河市にゆかりのある人材と連携した取り組みが既に行われていることから、その更なる周知と市民参加の促進と取り組みの発展が期待されます。

課題解決への取り組み

- 市民が文化芸術に触れる機会＝文化事業の増加
- 市民による多様な文化芸術活動の支援
- 舞台芸術の鑑賞・発表の場の整備



基本施策1、基本施策2、基本施策3

2)施設間連携による交流機会の提供と文化芸術に関する情報の集約・発信

市民の文化施設や事業への満足度をみると、施設の情報や文化芸術に関する事業や情報が市民に届いていない様子がうかがえます。しかしながら、博物館・美術館・文学館等の文化施設では積極的に、また、多様な事業展開がされていることから、さらなる広報宣伝活動に努めるための体制の強化や文化施設同士等での連携・ネットワークの強化等、市全体で文化事業のPRに努めることが必要とされます。

また、市民文化団体アンケートの結果、文化協会に所属していない市民文化団体の交流機会が少ないことが分かりました。「他団体との交流がない」が回答団体の半数以上を占めたものの、音楽分野など舞台上で発表を行う団体は文化祭を通じた交流があることが分かっており、合同発表等の機会や場が団体同士の交流につながると考えられます。

文化芸術を活性化し、文化活動人口の増大を図るためには、市民文化団体が共同で創造活動や発表等に取り組むなど、交流の機会を増やすことが必要といえます。そのため、市内の文化芸術に関する情報が一元的に集められている場や、文化を通じた各ジャンル間、また、世代間の交流を促すことが必要とされます。

課題解決への取り組み

- 文化芸術にかかる専門職員の確保
- 文化芸術を軸とした交流の促進
- 文化芸術に関連する情報の集約と公開



基本施策2、基本施策4、基本施策5、基本施策6

②文化芸術の担い手の育成

1)市民文化活動、民俗芸能等、市民が主体の活動における文化芸術の担い手

市民文化活動を担うのが中高年である一方、若年層の文化活動は学校の部活動のほか、民間の教室が活動のベースになっています。それぞれに活動の場や取り組むジャンルが異なることから、交流が生まれにくく、同時に後進も育ちにくくなっている状況が見受けられます。古河市の文化振興の視点からもこれら多様な文化芸術の発表機会を提供すると同時に交流を促し、その取り組みに参加したい市民との出会いの場を創出することが望まれます。

2)文化施設運営等、行政が主体の活動における文化芸術の担い手

前述の通り、文化施設では、学芸員等専門職の後進の育成と配置が重要です。専門職について必要な人員数を継続的に確保すると同時に、文化施設の運営や事業・企画展の企画制作等についてノウハウを有する職員を育成することで、文化施設の設置効果を最大限発揮できる環境づくりが望まれます。

3)民間主体の活動における文化芸術の担い手

公共施設で展開される文化芸術のほか、多様化する文化芸術に民間の立場で取り組む人材や場が市内にあることで、地域の文化芸術にさらなる広がりや深みをもたらされます。それらの民間や個人などが主体の活動も重要な文化資源と捉え、文化振興と一緒に取り組むことが望まれます。

4)地域社会と文化芸術をつなぐ人材の育成

文化振興には社会と文化を繋ぐ人材(コーディネーター)が不可欠です。市民と文化芸術を繋ぎ、また、商工・観光・まちづくり等の分野との連携に取り組める人材が文化芸術振興を推進する各主体の中で育つことが望まれます。また、観光ボランティア等の既存の取り組みに文化芸術の視点を加えながら、文化観光の推進の一翼を担うことも望まれます。

課題解決への取り組み

- 文化芸術の活動継続支援
- 文化財の保存と次世代への継承
- 文化芸術を通じた人材の育成

➡ 基本施策6、基本施策7、基本施策8

5 基本方針

(1) 計画の目標像

文化芸術でひとびとの心が健やかに育まれる
住みたいまち、住み続けたいまち 古河

(2) 基本的な方向性

古河で文化芸術を楽しむ

文化芸術に触れる・知る・味わう

文化芸術は人々の心に潤いを与え、生きる活力をもたらす、私達の生活に欠かすことのできないものです。市民が古河で暮らす日々の生活の中で文化芸術に触れ、心豊かに生きるための環境づくりに努めます。



わたらせ水辺の楽校 橋脚イラスト
「古河 THE ANIMATION」

古河で文化芸術から学ぶ

文化芸術を見つける・学ぶ・探求する

文化芸術を通して得る感動や気づきは、深く大きな学びへのモチベーションや学びを継続する喜びを生み出します。学びの入り口としての文化芸術が、まちのいたるところに展開されるよう、多角的な取り組みを展開します。



土井利位書状(市指定文化財)

古河から文化芸術でつながる

文化芸術を紡ぐ・繋げる・広げる



文化芸術はさまざまな分野との接点を持ち、その先にある新たな領域へ誘います。文化芸術を通して多様な人々がつながり、心の障壁(バリア)を取り除いて互いを理解しあう地域社会を目指します。



古河文学館

古河の文化芸術を慈しむ

文化芸術を守る・伝える・語り継ぐ



地域の歴史や伝統文化を知ることは、地域への愛着につながります。まちの文化芸術への誇りを受け継ぎ、次世代に伝えることで、「住みたい・住み続けたいまち」であり続けることを目指します。



書道パフォーマンス

(3) 基本施策と取り組み

古河で文化芸術を**楽しむ** 文化芸術に触れる・知る・味わう

基本施策 1 市民が文化芸術に触れる機会の拡大

文化芸術が市民の日常に根付くことで、心豊かなくらしが送れるよう、様々な文化芸術との出会いの機会を創出します。

取り組み

①多様な文化芸術事業の推進

あらゆる方法、ジャンルの事業を展開し、市民が良質な文化芸術に触れる機会を提供するよう努めます。

②市民の主体的な文化活動の支援

市民による自主的な文化芸術活動を継続的に支援することで、未来の文化芸術の担い手の育成と、文化芸術を軸としたコミュニティ形成に寄与します。

③文化施設等と学校の連携強化

子どもたちが文化芸術に触れる機会を増大させ、より深い学びを得られるよう、各文化施設と学校のスムーズな連携に努めます。



博物館と学校の連携(出前授業)



茶会(市民文化祭)



1ページの絵本 表彰式

基本施策 2 市民が文化芸術に参加・参画する場の整備

市民の余暇活動のひとつとして、文化芸術に参加・参画することが浸透し、その活動の継続とステップアップが図れる環境づくりに努めます。

取り組み

①本格的な文化芸術の鑑賞と発表に適した文化施設の整備

市民が良質な文化芸術に触れる鑑賞の場として、また、本格的な発表や文化芸術を通じた交流ができる場として、文化施設の整備を推進します。

②文化施設の適切な維持と管理運営

市民がより良い環境で継続的に文化芸術に触れられるよう、各施設の適切な修繕・改修や機能向上等に努めます。

③専門人材の安定的な確保と育成

文化施設における事業に専門的視点から取り組むため、学芸員、司書等の文化芸術に関する専門的な知識を有する人材を安定的に確保・継続的に育成します。



演劇舞台公演



展示替えの様子(古河歴史博物館)

基本施策 3 市民が文化芸術を通して知る・学ぶ機会の創出

文化芸術が様々な気づきや学びへの入り口になるよう、機会づくりに努め、その学びの継続を支援します。

取り組み

①生涯学習の推進と現状の反映

市民の興味・関心に合わせた生涯学習の機会を提供し、幅広い世代の文化芸術を通じた学びを支援します。また、図書館では電子図書の導入を推進し、最新技術の活用により市民の図書館情報活用の利便性を高めるよう努めます。

②文化施設等の子ども向け・親子向けプログラムの充実

文化施設において積極的に子ども・親子向けの事業を展開することで、文化芸術の視点から子どもの学びや親子の文化芸術活動参加をサポートします。

③新しいジャンルの文化芸術を通じた学びの機会

若い世代が日常的に気付かずに接している文化芸術分野(マンガ・アニメーション等)を入り口に、より深い学びを得るきっかけになる事業の展開に務めます。メディア芸術の分野で活躍する、古河市ゆかりの人材と連携した事業を継続しながら、更なる発展を目指します。



Zoom 講座



親子の能楽体験学習



あさのきょうじ
浅野恭司フェス 2023in 古河
《トークショー&小学生向け作画ワークショップ》



講演会:堀川國廣について

基本施策 4 地域の文化資源の発掘・再評価の促進

地域の文化資源を見つめなおし、新たな視点からその魅力を伝えることで、文化芸術を通じた地域への愛着と誇りを醸成します。

取り組み

①郷土の歴史文化に触れ、地域の魅力を再発見する機会づくり

各文化施設が連携し、多様な側面から地域の歴史や文化を再発見できる取り組みを展開することで、市民が地域の魅力を再発見する機会づくりに努めます。

②文化芸術を通じた地域への愛着の醸成

地域の文化芸術資源の持つ魅力を再評価し、各施設の事業等の様々な取り組みを通して発信することで、市民が地域への愛着や誇りを持てるよう取り組みます。



釈迦行政区夏祭り



柳橋葛生地区夏祭り



発掘体験学習(山田地区)

基本施策 5 多様な人々の文化芸術を通じた相互理解の促進

文化芸術を通して多様な人々とふれあい、年齢、人種、性別、信条などの違いを超えて互いを理解し合うきっかけづくりに努めます。

取り組み

①世代を超えた文化芸術活動の拡大

多様な世代が文化芸術を通して心を通わせ、理解を深める機会を創出し、市民が健やかな社会生活を送るきっかけづくりに努めます。

②障がい者の文化芸術活動の推進

障がいのある人が文化芸術活動に積極的に参加できる環境づくりに努め、文化芸術を通じた共生社会を目指します。

③文化を通じた国際理解の促進

文化芸術を通して異文化に触れる機会を提供し、互いの言語や習慣の違いを知り、受け入れる、寛容な地域社会づくりに貢献します。



境界を超えるアート
金田卓也 美術と文学の境界



講演会: 岩倉具視講演会
(講師: 永井路子)



古河市国際交流協会
Winter Festival 2023



追悼 永井路子
-透徹なる歴史への眼差し-

基本施策 6 文化資源の活用と文化観光の推進

地域の文化資源に光をあて、来訪者が文化を通して古河を知り、体験する文化観光を推進し、地域の活性化に文化芸術の側面から貢献します。

取り組み

①文化の側面からの観光資源の魅力向上と観光活性化

古河の文化資源の魅力を発信することで、観光客の来訪のきっかけにつなげ、地域経済の活性化の一翼を担い、観光の活性化に寄与します。

②地域の文化資源・観光資源と文化施設間連携による文化観光の推進

市内に点在する文化資源と文化施設の積極的な連携を図り、来訪者が古河の文化に触れる機会を創出し、文化観光の推進に寄与します。



高野ロウソク地藏尊祭



鷹見泉石記念館



永井路子旧宅 雛祭り

基本施策 7 文化財の保護・保存・継承

市内の文化財を継続的に保護・保存・継承し、その歴史的価値への理解を促進します。

取り組み

①文化財の保護

市内に残る貴重な歴史的・文化財的財産の保護のため、文化財の指定及び記録・補修等に努めます。

②埋蔵文化財の保護・保存

市内に眠る文化財の価値を広く市民に伝えるため、埋蔵文化財の周知・広報に努め、必要に応じて発掘調査を実施し、記録保存を行います。

③文化財の適切な管理・公開や情報提供の推進

各博物館の連携や学芸員等の専門人材により文化財を最適な状態で維持し、より良い状態で市民に公開し、市民の歴史や文化への理解を深めることに努めます。



つぎはばいけいずかん おくほらせいこ
月瀬梅溪図巻 奥原晴湖筆(市指定文化財)



石造宝塔(市指定文化財)



けんぽんちやくしよく りょうかいまんだらす
絹本着色 両界曼荼羅図から
こんごうかいまんだらす(市指定文化財)

基本施策 8 伝統文化の保護・継承

地域に根付く伝統文化を保護することで、歴史に根差したまちの魅力を次世代へと継承します。

取り組み

①郷土芸能の担い手の育成

郷土芸能の保護に努め、市民が郷土芸能に再び触れる機会を創出し、郷土芸能の担い手の育成に寄与します。

②つなぎ手の育成

市民が伝統文化や地域の郷土芸能に触れ、興味を深め、活動に参加するきっかけを作る、市民と伝統芸能のつなぎ手（コーディネーター）の育成を目指します。



三和祇園ばやし(県指定文化財)



中田永代太々神楽(県指定文化財)



女沼のささら(市指定文化財)

6 文化芸術振興基本計画の推進

(1) 推進に向けた取り組み方針

古河市の文化芸術は、市民、文化団体、学校、民間など、様々な主体に支えられています。

本計画をもって、相互理解を深めながら連携を強化し、文化振興の推進に向けた新たな基盤づくりに取り組みます。

(2) 各推進主体の役割

① 市民

文化芸術に取り組み、その豊かさを享受するのは市民のみなさんです。古河市の文化芸術に触れ、親しみ、理解を深めるとともに、自ら文化芸術活動に主体的に参加していくことが望まれます。

② 文化団体

文化団体は文化芸術活動に継続的に取り組み、その創造や発表を通して、市民が文化芸術に触れる機会をつくり、興味を深めてもらい、活動の輪を広げていくことが期待されます。

③ 学校・教育機関

学校・教育機関では、児童・生徒が文化芸術の鑑賞や練習・発表を行う機会の提供等、文化芸術に触れる機会を創出することが望まれます。また、市の文化施設との更なる連携により、文化芸術を通じた学びの機会の拡大が期待されます。

④ 民間団体

多様な民間の団体としては、観光・商工関係団体はもちろん、文化芸術関係の教室等が挙げられます。市内の様々な団体等と連携し、市民が新たな文化芸術の領域にチャレンジする機会を創出・提供することが望まれます。

⑤ 行政

市民の文化芸術環境の充実に向け、既存施設の活用を図るとともに、多様な文化芸術に親しむ機会の創出・拡大に努めます。市民が地域で文化芸術に出会い、深く知り、その活動に参加し、活動の輪を広げていく、そのサイクルが円滑になるよう、文化芸術環境の整備を積極的に行い、古河市の文化芸術振興施策を推進します。

○市民アンケートに関するまとめ

(1)市民アンケート調査概要

【調査の目的】

(仮称)古河市新公会堂の新設にあたり、施設の内容や規模、敷地条件などの項目について市民の意見を確認する。また、同時に古河市で検討を進めている古河市文化芸術振興計画の参考とするため、今後の文化芸術のあり方についても、市民の意見を確認することを目的としている。

【調査対象】

16歳以上の古河市民 3,000 人(無作為抽出)

【調査方法】

郵送で送付し、回答方法は二次元コードによる WEB 回答または、調査票用紙を使用した紙回答のいずれかとした。

【調査期間】

令和5年6月2日(金)に配布、6月30日(金)を返信期限として回収した。

【回収状況】

WEB 回答 :264件

紙回答 :508件

合計 :772件(うち有効回答771件)、有効回収率25.7%

※無効回答1件は、回答欄に内容が記載されず、「反対」のみの記載であった。

【調査項目】

文化に関する意識調査

文化施設について

(2)文化活動の現状

【回答者の属性】

・回答者の属性は、男女比がほぼ同程度(男性46%、女性52%)、年代は40代が最も多かった(16.7%)が、各年代に分散している。

居住する地域は、古河第二中学校区が最も多い(18.8%)。

【文化芸術に関わる趣味について】

・普段楽しんでいる文化芸術に関わる趣味は、全体の7割が音楽鑑賞(配信・CD・レコード・ラジオ・テレビなど)と回答しており、全年齢で上位となっている。音楽鑑賞(音楽会・コンサートなど)は4割近く、美術鑑賞(美術館・画集)及び演劇・演芸・ダンスの鑑賞(劇場公演・発表会など)が2割と、一定の鑑賞ニーズが見られる。

・これから取り組みたいと思う文化芸術に関わる趣味は、音楽鑑賞(音楽会・コンサートなど)が最も多く全体の37.4%が選択しており、そのうちの約半数(44.6%)は「普段楽しんでいる文化芸術」の設問では音楽鑑賞(音楽会・コンサートなど)を選んでいないため、鑑賞活動の潜在的ニーズがあると考えられる。

【住んでいる地域の文化的な環境について】

・住んでいる地域の文化的な環境については、「満足していない」「どちらかといえば満足していない」が全体の57.8%を占め、半数以上が文化的な環境に満足していない。「関心がない」が、20.5%となっており、文化芸術に対する普及・啓発が到達できていない層が一定数いると考えられる。

・満足していない理由としては、「近くに文化施設(ホール・劇場、美術館・博物館・図書館など)がない」が最も多く回答者の66.3%が選択している。次いで「魅力的な活動・イベントがない」が、59.1%と、回答者の半数以上が選択している。これらの回答から、文化施設の不足や文化芸術に関する活動・イベントの不足を感じている人が多いと考えられる。

・文化的な環境を充実させるために重要だと思うことは、「ホール・劇場、美術館・博物館・図書館などの文化施設の充実」が最も多く全体の57.4%が選択しており、過半数を超えている。年代別では、40代以上は、「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」や、30代は「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」も上位となっており、施設の充実に加え、施設におけるイベント事業の充実が求められていると考えられる。20代以下は、「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」と回答した割合が高く、地域文化への関心が高いことが考えられる。

【普段の鑑賞活動について】

・この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントを、「直接鑑賞したことがある」と回答した人は過半数を超えている。

- ・鑑賞したジャンルは、「映画(アニメーション映画を除く)」が最も多く回答者の54.0%が選択し、次いで「アニメーション映画」が多く回答者の36.1%が選択している。
- ・文化芸術イベントを直接鑑賞した頻度は、「年に数回程度」が最も多く36.8%であるが、「未回答」(1回もない)も次いで多く、32.0%である。
- ・文化芸術活動を実践した頻度は、「未回答」(1回もない)が最も多く55.1%である。
- ・普段の鑑賞活動は、頻繁に行う人と全く行わない人の2極化の傾向がある。

【劇場やホールに赴いての舞台芸術の鑑賞活動について】

- ・劇場やホールに赴いての舞台芸術鑑賞活動の頻度は、この1年間は「鑑賞しなかった」が、75.1%と大部分を占めている。10代、20代は「鑑賞した」と回答した割合が約30%で、他と比べて高い。この1年間で鑑賞した回数は「1回」が67人と最も多かった。
- ・よく行く劇場・ホールは、野木エニスホール(25件)、結城市民文化センターアクロス(14件)の回答が多い。また、東京都や埼玉県も意見が多くあり、鑑賞機会を求めて市外・県外施設が利用されている。
- ・劇場やホールに定期的に足を運ばない理由は、「関心がない」が最も多く19.7%であるが、「新型コロナウイルス感染症の影響」が17.1%、「近所で講演や展覧会などが行われていない」が14.5%で割合は拮抗しており、近所で見たい講演・展示会が開催されたり、感染症の影響がなければ、足を運ぶ可能性のある層が一定数いると考えられる。年代別にみると、50代以上は「新型コロナウイルス感染症の影響」が多く、10~30代は「関心がない」が最も多い。
- ・足を運びたくなる演目やイベントの例は、コンサート(アーティスト・クラシックコンサートなど)、ミュージカル、演劇ライブ等の意見、親子向けや幅広い世代が楽しめるイベント、展覧会、お笑いイベント、話題性があるイベントなどの意見が多くみられた。

(3)文化施設について

【立地・規模】

- ・「周辺の道路や駐車場に恵まれた立地」が最も多く58.5%である。次いで、「公共の交通機関でアクセスしやすい立地」が48.7%、「市民だけでなく市外の方も利用しやすい立地」が、32.7%と続いており、車や公共交通機関でのアクセスの良さが重視されている。
- ・「1000席程度」が最も多く25.3%である。参考例とした結城市民文化センターの1,276席より多い「1300席」「1500席」「1800席」「2000席」と回答した割合は48.3%となり、周辺地域と比べて大きな規模のホールが求められていると考えられる。

【機能・特色】

- ・新公会堂に求める特色は、「芸術文化を鑑賞する場」が最も多く45.2%と、半数近くが芸術文化の鑑賞の場を求めている。次いで、「市外から多くの観客を集める集客の場」が35.0%、「気

軽に市民が集えるコミュニティづくりの場」が31.0%と、3割以上の回答者が市外からの集客や市民が気軽に集える場としての特色を求めている。年齢別にみると、30代は「子どもたちが文化に触れる場」の回答が最も多く、子供向けの文化環境の充実が求められていると考えられる。

・対応する演目は、「様々な演目に使う多目的ホール」が最も多く65.4%と、6割以上が選択している。

・イベントのジャンルは、「オーケストラ・吹奏楽・室内楽」が最も多く、44.7%と半数近くが選択している。「ミュージカル」「ポップス・ロック」「落語・浪曲・コント・漫才・マジック」は3割を超えている。40代、50代は「ポップス・ロック」の回答が多く、芸能人のコンサート・ライブ等に参加する人が多いと考えられる。

・「専用ホール」を選択した211人のうち、「その他の音楽(ポップス・ロック・ジャズなど)」を選択した人が最も多く46.9%と半数近い。次いで、「演劇(演劇・ミュージカルなど)」は、27.5%と3割近く、「クラシック音楽」は16.1%が選択している。

【付帯機能】

・併設する施設の希望は「レストラン・カフェ」が最も多く71.6%が回答しており、7割以上の多くの人々が求めている。次いで、「多目的フリースペース・交流室」は45.1%と、半数近い人が求めている。自由意見でも店舗等の回答が多く、練習・鑑賞だけではなく、飲食や買い物ができる場所が求められている。

・小ホールの座席数は「500」が最も多く回答があった。ホールの特徴は「音楽ライブ」「地域の発表会」等の回答が多かった。

・練習室・稽古場・リハーサル室の特色は、「音楽」が最も多く54.6%と、半数以上の回答があった。年代別にみると、どの世代も「音楽」が最も多かった。

・自由意見において、(仮称)古河市新公会堂に関しては、施設の規模や機能、設置目的、運営面、予算、子どもや若い世代に配慮した要望に関する意見などが寄せられた。

○市民文化団体アンケートに関するまとめ

(1)市民文化団体アンケート調査概要

【調査の目的】

(仮称)古河市新公会堂の新設に向け、市内施設の団体利用者の意向や現在の活動状況把握を目的として実施した。

【調査対象】

社会教育関係団体、文化協会加盟団体、公民館利用者 等

【調査方法】

郵送で配布し、回答方法は調査票用紙を使用した紙回答とした。

【調査期間】

令和5年6月6日(火)に配布、6月30日(金)を返信期限として回収した。

【回収状況】

送付数 :480件

回答数 :392件(うち有効回答390件) 有効回収率 81.2%

※無効回答は回答欄に内容が記載されず、反対意見のみの記載であった。

【調査項目】

団体概要

練習・稽古・創作などの活動について

発表・公演・展示などの活動について

新公会堂に期待すること

(2)市民文化団体の活動状況

【団体の属性】

・市民文化団体の中では、「生活文化」に分類される団体が最も多く、続いて「音楽」関係団体となった。舞台上演を活動の中心とした団体だけではなく、健康づくりや展示発表を行う団体が多いことが示されている。また団体規模10人以下、活動年数が10年以上の団体が多い。構成する会員の属性としては「女性」「65歳以上」が約60%を占めることから、長期的に活動している会員が文化団体を支えている現状が読み取れる。今後の課題として、新規活動団体の参入、40歳以下の新規会員の獲得などが挙げられる。

・既存団体間の交流有無、交流の内容は活動タイプによって異なり、「音楽」「舞踊」などの舞台上演系団体は交流あり、「生活文化」「健康づくり」などの活動は交流なしがそれぞれ半数以上を占めた。「音楽」「舞踊」では公演・発表・展示などを共同開催する形で交流があり、一方で「生活文化」「健康づくり」においては団体の趣旨として交流を必要としていないことが示された。いずれも日常的な練習活動を共同で行うことは少ないことがうかがえる。また、交流がない理由として「交流を行う機会や場所がない」との回答が30%程度あり、日常的な交流を行う場を得ることが活動の充実につながる可能性がある。

【練習・稽古・創作などの活動について】

・文化団体の練習活動は一年を通じて継続され、週に1日もしくは月に2日程度行われている。参加人数は20人以下が多く、特に10人以下の小規模で行われており、主な活動場所は市内公共施設である。練習活動場所には「周辺の道路や駐車場に恵まれた立地」「公共の交通機関でアクセスしやすい立地」を求める意見が多く、諸室構成・機能については、活動に適した広さ、十分な駐車場台数を重視する意見が多かった。練習活動には少人数での活動に対応した諸室機能、そして車もしくは公共交通機関でのアクセスしやすさが求められていると考えられる。同様に管理運営については、安価な利用料金、簡易な手続きを重視する意見が多かった。

・自由意見においては、設備面で「練習室への鏡の設置」「水道設備の設置」「ピアノの常設」「防音性能の高さ」などが重視される点として挙げられた。設備面以外では「立地」、「予約」に関する意見が多数挙がっており、アクセスの良さ、安価な料金設定や手続きの利便性を求める前述の回答を補強する内容となっている。

【発表・公演・展示などの活動について】

・発表・公演・展示などの活動は、100人～40人程度の規模で行う団体が多い。100人以下が次いで多く、400人を超える規模は少ない。ただし前述の通り構成人数が10人以下の団体が多数を占めることをふまえると、単独での発表・公演・展示活動ではなく複数団体の合同開催であることが想定される。活動において利用する市内主要施設としては、「野本電設工業コスモプラザ」「ヤクルトはなももプラザ」「ユースセンターKI 防水」、市外施設では、「野木エニスホー

ル(野木町文化会館)」「栗橋文化会館イリス」が挙げられた。立地については練習活動場所と同じく「周辺の道路や駐車場に恵まれた立地」「公共の交通機関でアクセスしやすい立地」に加えて、「市民だけでなく市外の方も利用しやすい立地」の回答が増加した。市内からのアクセスが重視される練習活動と比較して、発表・公演・展示活動においては市外から訪れる来場者についても考慮されている。管理運営については練習活動場所と同様に、安価な利用料金、簡易な手続きを重視する意見が多かった。

・自由意見においては、設備面で「舞台設備(音響照明映像等)」「展示設備」に対する意見が多く挙げられた。また「広さ」についての具体的な内容や、「バリアフリー」についての記述が練習活動場所に関する自由意見よりも増加している。施設利用に対する意見が挙げられた一方で、立地や予約に関する記載は減少した。これは市や他団体が主催する発表・公演・展示活動への参加が多く、開催の機会が十分でないことに関連しているとも考えられる。

(3)新公会堂について期待すること(施設面・運営面)

【施設面】

・新公会堂について施設面における自由回答では、「アクセスの良い立地」「交通手段の充実」「駐車場の確保」について多くの意見が寄せられた。施設規模や施設構成、諸室数に関しても多様な要望があり、具体的な記述としては「大ホールは、800～1,000席程度」「小ホールは、300～500席規模」「少人数で練習利用できる諸室」「複数の楽屋」等があった。また設備面で「冷暖房設備の充実」「舞台設備の充実」「展示設備の充実」「鏡の設置」「防音性能の向上」「ロールバックチェアの導入」「トイレ数の確保」などが挙げられた。複合機能を望む声も多く、「図書館」「飲食」「賑わい」等の要望がある。また演目に関わらず「日常的に賑わいがある施設」の意見も挙がっていた。

【運営面】

・運営面における自由回答では「予約(簡易さ、利便性)」「料金(安価であること)」への意見が、150件を超える多数となった。また運営体制についても意見があり、「市民参加」「専門家の関与」「効率的な運営」や、「市民活動に理解ある職員の配置」等が挙げられた。施設面と同じく「日常的に賑わいがある施設」が挙がり、「多くの市民・近隣住民から利用される施設」を望む声も多く寄せられた。

○古河市における指定文化財一覧(令和6年1月1日現在)

【国指定文化財】

種 別	番 号	名 称	指定年月日
1	建造物	第1675号 旧飛田家住宅	S43.4.25
2	歴史資料	第130号 鷹見泉石関係資料 文書・記録類 686点 絵図・地図 768点 書籍類 464点 書状類 912点 絵画・器物類 321点 計 3,151点	H16.3.25

【茨城県指定文化財】

種 別	番 号	名 称	指定年月日
1	建造物	第42号 旧中山家住宅	S48.8.27
2	絵画	第32号 絹本著色 両界曼荼羅	S38.8.23
3	絵画	第35号 絹本著色 土井利勝肖像画	S39.7.31
4	彫刻	第49号 木造 親鸞聖人像	S39.7.31
5	彫刻	第60号 木造 地藏菩薩坐像	S41.3.7
6	彫刻	第132号 木造 十一面観音坐像	S63.1.25
7	彫刻	第133号 木造 聖徳太子立像 (松葉太子)	S63.1.25
8	工芸品	第50号 五鈷鈴	S38.8.23
9	工芸品	第51号 三鈷杵	S38.8.23
10	歴史資料	第7号 河口家医学等関係資料(896件)	H19.11.16
11	史跡	第374号 古河公方足利成氏館跡 古河公方足利義氏墓所	S8.7.18
12	史跡	第18号 熊沢蕃山の墓	S36.7.21
13	無形民俗文化財	第26号 三和祇園ばやし	S53.1.26
14	無形民俗文化財	第29号 磐戸神楽	H1.1.25
15	無形民俗文化財	第37号 中田永代太々神楽	R5.12.28
16	天然記念物	第66号 ボダイジュ	H4.1.24
17	天然記念物	第67号 イチイガン	H4.1.24

【古河市指定文化財】

種 別	番 号	名 称	指定年月日
1	建造物	第1号 旧土井家江戸下屋敷表門(正定寺黒門)	S43.4.1
2	建造物	第2号 旧古河城乾門(福法寺山門)	S43.4.1
3	建造物	第3号 雀神社社殿	S58.4.1
4	建造物	第4号 旧茂田家住宅	H4.6.1
5	建造物	第5号 羽黒神社本殿	H30.4.11
6	建造物	第6号 古河第一小学校正門(赤門)	R2.3.27
7	絵画	第1号 絹本著色 永井直勝肖像画	S43.4.1
8	絵画	第2号 絹本著色 土井利益夫妻 肖像画	S50.2.26
9	絵画	第3号 絹本著色 双禽黄薔薇図 奥原晴湖筆	S52.4.4
10	絵画	第4号 絹本著色 墨堤春色図屏風 奥原晴湖筆	H11.12.27
11	絵画	第5号 絹本著色 月瀬梅溪図巻 奥原晴湖筆	H11.12.27

種 別	番 号	名 称	指定年月日
12	絵画	第6号 勝願寺所蔵中世閔連御絵像 附:御絵像裏書3点	H13.7.1
13	絵画	第7号 奥原晴湖閔係資料(奥原家・池田家伝来) (2,168件)	H24.3.29
14	絵画	第8号 絹本墨画 山水図	H24.3.29
15	絵画	第9号 絹本著色 両界曼荼羅図	H24.3.29
16	絵画	第10号 絹本著色 束帯天神像	R5.8.10
17	絵画	第11号 藤懸博士寿像	R5.11.8
18	彫刻	第1号 木造 阿弥陀如来立像	S43.4.1
19	彫刻	第2号 木造 尼僧立像	S51.4.2
20	彫刻	第3号 木造 十一面観音立像	S52.4.4
21	彫刻	第4号 木造 阿弥陀如来坐像	S62.10.1
22	彫刻	第5号 木造 阿弥陀如来坐像	S62.10.1
23	彫刻	第6号 木造 阿弥陀如来立像	S62.10.1
24	彫刻	第7号 木造 五智如来坐像	H3.6.1
25	彫刻	第8号 銅造 十一面観音立像	H7.6.1
26	彫刻	第9号 木造 阿弥陀如来立像 附:観音菩薩立像・勢至菩薩立像	H16.6.25
27	彫刻	第10号 木造 日蓮上人坐像	H16.6.25
28	彫刻	第11号 木造 十一面観音坐像	H16.6.25
29	彫刻	第12号 銅造 阿弥陀如来立像	H24.3.29
30	彫刻	第13号 木造 不動明王立像	R5.8.10
31	工芸品	第1号 蛙蟻龍の御衣(部分)	S45.10.1
32	工芸品	第2号 刺繍釈迦涅槃図	S45.10.1
33	工芸品	第3号 石造宝塔	H2.6.1
34	工芸品	第4号 刀剣 阿武隈川宗寛銘	H6.5.25
35	工芸品	第5号 脇差 常州東条庄高田住英定銘	H24.3.29
36	書跡	第1号 詠春秋詩 小山霞外筆	S53.5.1
37	書跡	第2号 勝願寺所蔵中世閔連名号書	H13.7.1
38	典籍	第1号 法華經(妙法蓮華經)	S45.10.1
39	典籍	第2号 底本古河志	S50.2.26
40	古文書	第1号 足利高基書状	S42.6.1
41	古文書	第2号 足利政氏書状	S42.6.1
42	古文書	第3号 足利義氏書状	S42.6.1
43	古文書	第4号 足利義氏過所	S42.6.1
44	古文書	第5号 豊島貞繼過所	S42.6.1
45	古文書	第6号 豊臣秀吉禁制	S42.6.1
46	古文書	第7号 小野崎義昌官途状	S42.6.1
47	古文書	第8号 足利義氏補任状	S42.6.1
48	古文書	第9号 芳春院周興書出	S42.6.1
49	古文書	第10号 足利義氏過所	S42.6.1
50	古文書	第11号 足利成氏書状	S42.6.1
51	古文書	第12号 後陽成天皇口宣案	S43.4.1
52	古文書	第13号 後陽成天皇口宣案	S43.4.1
53	古文書	第14号 本多忠良寄進状	S43.4.1
54	古文書	第15号 伊藤・平井寄進状	S43.4.1
55	古文書	第16号 遠藤与五右衛門寄進状	S43.4.1
56	古文書	第17号 永井尚政永井寺定書	S43.4.1
57	古文書	第18号 土井利勝書状	S43.4.1
58	古文書	第19号 足利義氏充行状	S53.5.1

種 別	番 号	名 称	指定年月日
古文書	第20号	雀神社江戸幕府朱印状	S58.4.1
古文書	第21号	足利義氏感状	H3.6.1
古文書	第22号	山中家文書	H3.6.1
古文書	第23号	築田持助感状	H4.6.1
古文書	第24号	築田助利官途状	H4.6.1
古文書	第25号	東光寺江戸幕府朱印状	H5.6.1
古文書	第26号	関家文書 (築田助利官途状他関連文書3点)	H8.6.1
古文書	第27号	勝願寺所蔵中世関連文書	H13.7.1
古文書	第28号	山川氏中世関連文書	H24.3.29
古文書	第29号	児矢野家文書 附文書箱	R5.8.10
考古資料	第1号	立崎古墳副葬品	S42.6.1
考古資料	第2号	鈴杏葉	S43.4.1
考古資料	第3号	耳飾	S45.10.1
考古資料	第4号	土版	S45.10.1
考古資料	第5号	寺ヶ谷古墳副葬品	S50.2.26
考古資料	第6号	思案橋遺跡出土遺物	H2.6.1
考古資料	第7号	向坪B遺跡出土遺物	H3.6.1
考古資料	第8号	小堤城址出土古銭	H6.7.1
考古資料	第9号	釈迦才仏遺跡出土土面	H10.7.1
考古資料	第10号	稲宮行屋西遺跡出土旧石器時代遺物群 (角錐状石器2点・剥片40点)	H17.9.1
歴史資料	第1号	土井家遺品	S43.4.1
歴史資料	第2号	宝輪寺永仁元年銘板碑	S43.4.1
歴史資料	第3号	盈科堂学館記	S51.4.21
歴史資料	第4号	盈科堂記	S51.4.21
歴史資料	第5号	頼政神社手水鉢・燈籠・狛犬	S52.4.4
歴史資料	第6号	本成寺木造三十番神像	S53.5.1
歴史資料	第7号	大聖院大日如来種子板碑	S58.4.1
歴史資料	第8号	向龍寺応安四年銘板碑	S60.7.17
歴史資料	第9号	徳応元年銘私年号板碑	H4.6.1
歴史資料	第10号	永正七年銘結衆板碑	H5.6.1
歴史資料	第11号	建治元年銘板碑	H7.6.1
歴史資料	第12号	俳諧奉納額	H9.9.1
歴史資料	第13号	鷹見家歴史資料(9,876点)	H15.2.28
歴史資料	第14号	本田山遺跡出土長祿五年銘金泥板碑	H17.9.1
有形民俗文化財	第1号	悪戸新田獅子舞の獅子頭	S43.4.1
有形民俗文化財	第2号	日光街道古河宿道標	S52.4.4
有形民俗文化財	第3号	大善院庚申塔(延宝八年)	S52.4.4
有形民俗文化財	第4号	妙光寺馬頭観世音塔(享保三年)	S53.5.1
有形民俗文化財	第5号	一向寺十九夜塔(元禄八年)	S53.5.1
有形民俗文化財	第6号	万福寺十六夜塔(正徳二年)	H1.9.1
有形民俗文化財	第7号	伊勢参宮并古市遊興図絵馬	H7.6.1
有形民俗文化財	第8号	下大野獅子舞用具 (獅子頭3頭・面1面・太鼓3張)	H7.6.1
有形民俗文化財	第9号	湯立神楽図絵馬	H9.9.1
有形民俗文化財	第10号	三日月神社祭礼図絵馬	R5.8.10
無形民俗文化財	第2号	悪戸新田獅子舞	S43.4.1
無形民俗文化財	第3号	女沼のささら	H2.6.1
無形民俗文化財	第4号	柳橋磐戸神楽	H11.3.1

種 別	番 号	名 称	指定年月日
106	史跡	第1号 永井家墓所	S43.4.1
107	史跡	第2号 松月院御所塚	S43.4.1
108	史跡	第3号 小笠原貞慶の供養塔	S43.4.1
109	史跡	第4号 土井家墓所	S50.2.26
110	史跡	第5号 河口信任の墓	S51.4.21
111	史跡	第6号 小出重固の墓	S51.4.21
112	史跡	第7号 法清院殿の墓	S51.4.21
113	史跡	第8号 鷹見泉石の墓	S53.5.1
114	史跡	第9号 小山霞外の墓 附:梧岡・遜堂の墓	S53.5.1
115	史跡	第10号 永仙院歴代住持の墓	S42.6.1
116	史跡	第11号 小杉監物の墓	S58.4.1
117	史跡	第12号 枚田水石の墓	S58.4.1
118	史跡	第13号 小杉元卿の墓	H1.9.1
119	史跡	第14号 (三代)丸山儀左衛門の墓	H1.9.1
120	史跡	第15号 小高益卿の墓	H1.9.1
121	史跡	第16号 築田氏墓所	H3.6.1
122	史跡	第17号 郷有林記念碑	H6.3.25
123	史跡	第18号 明室浄光碑	H6.3.25
124	史跡	第19号 秀伝和尚の墓	H6.7.1
125	史跡	第20号 伝蕃山堤	H7.6.1
126	史跡	第21号 八幡塚古墳	H10.2.27
127	史跡	第22号 駒塚古墳	H13.2.26
128	史跡	第23号 坂間の碑(松平藤井家紀功碑)	H13.2.26
129	史跡	第24号 古河藩家老・寺田氏墓所	H24.3.29
130	史跡	第25号 川戸台遺跡	H28.4.8
131	天然記念物	第1号 八幡神社の大銀杏	S49.5.23
132	天然記念物	第2号 小蓋宮の大櫨	S49.5.23
133	天然記念物	第3号 雀神社の大櫨	S49.5.23
134	天然記念物	第4号 東光寺の椎	H5.6.1
135	天然記念物	第5号 サワラ	H6.3.25
136	天然記念物	第6号 ナツグミ	H6.3.25
137	天然記念物	第7号 古木「楓樹」	H6.11.25

○古河市における国登録文化財一覧(令和6年1月1日現在)

種 別	番 号	名 称	登録年月日
1	建造物	08-0004号 篆刻美術館(旧平野家表蔵棟)	H10.10.9
2	建造物	08-0005号 篆刻美術館(旧平野家裏蔵棟)	
3	建造物	08-0029号 坂長本店店蔵(旧古河城文庫蔵)	H12.9.26
4	建造物	08-0030号 坂長本店袖蔵(旧古河城乾蔵)	
5	建造物	08-0031号 坂長本店主屋	
6	建造物	08-0032号 坂長本店文庫蔵(旧質蔵)	
7	建造物	08-0033号 坂長本店中蔵	
8	建造物	08-0034号 坂長本店石蔵	
9	建造物	08-0124号 亀屋商事(旧飯島家住宅)本館	H16.6.9
10	建造物	08-0125号 亀屋商事(旧飯島家住宅)本館土蔵	
11	建造物	08-0126号 亀屋商事(旧飯島家住宅) 本館旧食堂及び旧浴室	
12	建造物	08-0127号 亀屋商事(旧飯島製糸)煉瓦倉庫	
13	建造物	08-0256号 武蔵屋店舗	H25.6.21

○古河市の文化に影響を与えた主な人々

時代	生年	没年	名前	分野等
平安時代末期	1104	1180	みなもとのよりまさ 源頼政	歌人・武将
室町時代後期	1452	1510	いなわしろけんざい 猪苗代兼載	連歌師
室町時代後期	1465	1544 (1537)	たしろさんき 田代三喜	古河公方足利氏家臣・医師
江戸時代前期	1573	1644	どいとしかつ 土井利勝	古河藩主
江戸時代前期	1619	1691	くまざわほんざん 熊沢蕃山	陽明学者
江戸時代中期	1684	1760	いなばうさい 稲葉迂斎	儒学者
江戸時代中期	1702	1781	うめだとくう 梅田徳雨	俳諧
江戸時代中期	1736	1811	かわぐちしんにん 河口信任	解剖学
江戸時代後期	1759	1822	どいとしあつ 土井利厚	古河藩主・幕府老中・数寄者
江戸時代後期	1769	1845	はらようゆうさい 原羊遊斎	蒔絵師
江戸時代後期	1772	1852	こいでしげかた 小出重固	古河藩士・地理地誌
江戸時代後期	1774	1820	はらねんさい 原念斎	儒学者
江戸時代後期	1785	1858	たかみせんせき 鷹見泉石	古河藩士・蘭学
江戸時代後期	1785	1864	おやまかがい 小山霞外	書家
江戸時代後期	1789	1848	どいとしつら 土井利位	古河藩主・幕府老中
江戸時代後期	1791	1876	ごとういちじょう 後藤一乗	金工家
江戸時代後期	1796	1863	ひらたすいせき 枚田水石	古河藩士・画家
江戸時代後期 ～明治時代	不明	1889	おかのちくち 岡野竹癡	古河藩士・画家
江戸時代後期 ～明治時代	1803	不明	こやまむねつぐ 固山宗次	刀工
江戸時代後期 ～明治時代	1804	1872	おかのばいろう 岡野梅老	古河藩士・画家
江戸時代末期	不明	不明	いかわきゆう 市川其融	画家・琳派
江戸時代末期 ～明治時代	1819	1887	ほりひでなり 堀秀成	国学者

時代	生年	没年	名前	分野等
江戸時代末期 ～明治時代	1818	1883	たいりゅうさい そうかん 泰龍齋 宗寛	古河藩刀工
江戸時代末期 ～明治時代	1818	1891	おおぬま ちんざん 大沼 沈山	漢詩人
江戸時代末期 ～明治時代	1831	1889	かわなべ きょうさい 河鍋 暁齋	画家
江戸時代末期 ～明治時代	1837	1913	おくはら せいこ 奥原 晴湖	画家・南画
江戸時代末期 ～明治時代	1839	1914	むとう しょうあん 武藤 松庵	華道家池坊総華督
明治時代 ～昭和時代	1875	1945	たかみ きゅうたろう 鷹見 久太郎	編集者
大正時代 ～昭和時代	1881	1958	ふじ かけ しずや 藤懸 静也	美術史家
昭和時代	1898	1989	なかむら たけし 中村 威	画家・日本画
昭和時代	1904	1998	みやもと りさぶろう 宮本 理三郎	彫刻家
昭和時代	1906	1997	おおくぼ すいどう 大久保 翠洞	書家・刻字・篆刻家
昭和時代	1908	1989	なかの あつちか 中野 篤親	作曲家
昭和時代	1908	1992	ながい ともこ 永井 智子	歌手・歌劇
昭和時代	1904	1989	いくい しにか 生井 子華	篆刻家
昭和時代 ～平成時代	1924	2009	きづ かずお 木津 一夫	彫刻家
昭和時代 ～平成時代	1925	2023	ながい みちこ 永井 路子	小説家
昭和時代 ～平成時代	1927	2002	たていし みつじ 立石 光司	書家
昭和時代 ～平成時代	1928	2006	にしき かずお 西木 一夫	俳優座演出家
昭和時代 ～平成時代	1935	2006	ふくだ けんじろう 福田 謙二郎	画家・日本画
昭和時代 ～平成時代	1935	2006	こばやし きゅうぞう 小林 久三	小説家
昭和時代 ～平成時代	1941	2019	といだ ようこ 樋田 洋子	画家
昭和時代 ～令和時代	1954	2023	こもり やいずみ 小森 谷 泉	音楽家
昭和時代 ～令和時代	1961	2022	わたなべ とおる 渡辺 徹	俳優

生年順(故人のみ)

※生没年については、諸説ある場合があります。

○古河市文化芸術振興基本計画策定庁内ワーキングチーム設置要綱

令和5年8月10日

教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定に基づき本市の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（以下「文化芸術振興基本計画」という。）の策定に当たり、文化芸術振興基本計画の素案の作成等を行うため、古河市文化芸術振興基本計画策定庁内ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査、検討等し、その結果を古河市社会教育委員会議運営規則（平成17年教育委員会規則第23号）第4条第1項に規定する会議に報告する。

- (1) 文化芸術振興基本計画の内容及び素案の作成に関すること。
- (2) その他文化芸術振興基本計画の策定に関し古河市教育委員会が必要と認めること。

(ワーキングチームの組織)

第3条 ワーキングチームは、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 企画課長
- (2) プロジェクト推進課長
- (3) 福祉推進課長
- (4) 商工観光課長
- (5) 都市計画課長
- (6) 営繕住宅課長
- (7) 教育総務課長
- (8) 生涯学習課長
- (9) 社会教育施設課長

2 ワーキングチームに、委員長及び副委員長各1人を置く。

3 委員長は、委員の互選によって定める。

4 委員長は、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチームの会議)

第4条 委員長は、必要に応じてワーキングチームの会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、生涯学習課文化教育推進室において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、ワーキングチームに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月10日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

古河市文化芸術振興基本計画

令和6年3月

発行：古河市教育委員会生涯学習課文化教育推進室

〒306-8601古河市長谷町38番18号

☎0280-22-5111 fax0280-22-7114

E-mail: shougai@city.ibaraki-koga.lg.jp

U R L : www.city.ibaraki-koga.lg.jp/

